

第十三回 参議院建設委員会會議録第三十一号

昭和二十七年五月七日(水曜日)午前十時四十六分開会

委員の異動

四月二十五日委員補瀬常猪君辭任につき、その補欠として黒川武雄君を議長において指名した。

四月二十八日委員赤木正雄君及び黒川武雄君辭任につき、その補欠として瀬常猪君及び川上嘉市君を議長において指名した。

本日委員堂森芳夫君辭任につき、その補欠として三木治朗君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 廣瀬與兵衛君

理事 赤木 正雄君 田中 一君 小川 久義君

委員

石川 榮一君 楠瀬 常猪君 島津 忠彦君 深水 六郎君 徳川 宗敬君 前田 穰君 門田 定藏君 三木 治朗君 松浦 定義君 東 隆君 鈴木 仙八君

参議院議員

特別調達庁長官 根道 廣吉君 特別調達庁 管理部長 長岡 伊八君

建設省道路局長 菊池 明君 事務局側 常任委員会専門員 武井 篤君 常任委員会専門員 菊池 璋三君

本日の会議に付した事件

○理事の補欠選任の件

○耐火建築促進法案(衆議院提出)

○日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基く行政協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法案(内閣提出・衆議院送付)

○道路整備特別措置法案(内閣提出・衆議院送付)

○委員長(廣瀬與兵衛君) 只今から建設委員会を開会いたします。

先ず委員の方にお諮りいたしますが、先に赤木理事が委員を辭任されたため、本委員会の理事が一名欠員になつておりましたが、赤木君が再び建設委員になられましたので、赤木君を理事に指名いたしましたと思ひますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(廣瀬與兵衛君) 御異議ないと思ひます。

○委員長(廣瀬與兵衛君) それでは耐火建築促進法案を議題に供します。先ず發議者鈴木仙八君から提案の理由の説明をお願いします。

我が国は年々火災のため莫大な富の喪失をしております。去る四月十七日の鳥取市の火災においても一夜にして五千戸を焼き尽し、二百億圓に達する損害を生じた状況であります。これは我が国の建築物が殆んど木造であり、火災に對し、全く抵抗力を有しないことに起因しております。特に都市におきましては、都市計画の実施や消防力の強化と共に、建築物の不燃化を図らなければ、火災による損害の防止は到底期し得られないのであります。

本法案は都市における耐火建築物の建築を促進し、火災その他の災害を防止し、土地の合理的利用を図ると共に、一面貴重な木材資源の節約にも資せんとするものであります。

次に本案の内容を御説明申し上げます。先ず都市の防火地域内に建設大臣が、関係市町村長の意見を聞いて防火建築帯を指定し、この中に耐火建築物を建築する者に対しては、国及び地方公共団体から補助金を交付いたします。補助金の額は、耐火建築物と木造建築物との標準建築費の差額の二分の一であります。一般にはこれを国と地方公共団体の半々に負担いたしますことになつております。但し、災害の場合には、補助率を大きくして建築する者の負担を軽減する措置がとられております。

次に、防火建築帯内の土地が細分されてゐる等の事情により、耐火建築物が建てがたい場合においても、その土地の大多数の人々が希望する場合にお

いては、地方公共団体の長が代つて耐火建築物を建築する途が開かれております。この場合には地方公共団体の長にその土地の使用権が認められますが、その土地の所有者又は居住者等には、特に新たに建てられた耐火建築物の所有権や賃借権を優先的に認めて、関係者の権利を保護する措置がとられております。

最後に、防火建築帯に建築される耐火建築物に對しては、市町村長が必要と認める場合には、固定資産税を軽減し得ることとして、耐火建築の一層の促進を期しております。

なお附則においては、本法案と関連して、建築基準法の一部を改正し、防火地域内の増築等に對する制限並びに防火地域及び準防火地域内における建ぺい率を若干緩和してこの制度の普及を図ることいたしました。

この際申添えておきますが、本法案実施に要する経費は、本年度分として二億圓がすでに国会を通過し成立しております。

以上が本案の提案理由と内容のあらましであります。何とぞ十分に御審議の上速かに御可決あらんことをお願いする次第でございます。

○委員長(廣瀬與兵衛君) 御質疑はあつたに廻します。

○委員長(廣瀬與兵衛君) 次に、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基く行政協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法案を議題に供します。本法案について御質疑のおありのかたは順次御發言を

願ひます。

○小川久義君 本法案については、長時間審議を相重ねたと思ひます。もつと質疑はないものと思ひますが、質疑を打切つて討論採決に入るように願ひます。

○田中一君 今手許に配布された修正案ですが、これはどういふ意味で配布されたのですか。

○委員長(廣瀬與兵衛君) 速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(廣瀬與兵衛君) 速記を始め。ほかに質疑がなければ、質疑は終了したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(廣瀬與兵衛君) 御異議ないと思ひ、これより討論に入ります。御意見のおありのかたは賛否を明らかにして順次お述べを願ひます。なお修正意見のおありのかたもこの際お述べを願ひます。速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(廣瀬與兵衛君) 速記始め。○深水六郎君 原案に對して私は修正意見を提出したいと思ひます。と申しますのは、すでに安全保障條約の効力が発生しておりますので、基だ技術的なことでございますが、附則第一項の「日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約の効力発生の日から施行する。」というのを、「この法律は、公布の日から施行する。」というふうに改

め、附則第二項中「要求に基いて現に

使用している土地等」というのを「要求に基く使用を現に継続している土地等」ということに改め、又附則第二項中の「この法律施行の日」というのを二カ所使つてございませう、これは九十日の起算点の問題でございませう、これを「日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約の効力発生の日」ということに改めるといふ修正案を提出したいと思ひます。

○委員長(廣瀬與兵衛君) ほかに討論ございませぬか。

○田中一君 私はこの法案に対して全面的に反対の意思を表明するものであります。

それは我々は安保條約そのものに対して反対をして参つたのであります。それはここにおられる自由党、民主党その他のかた々も今日突如として、無論第三條に規定したものは言ひながら、行政協定が安保條約を賛成したかた々の意図に合致しておつたものとお考へになつていらつしやるかたがたはどうかこれに御賛成願ひたいと思ふ。私はこの行政協定そのものに対しては全く反対の意を表明いたします。殊に土地取用法に關しましては、昨年我々が十分慎重審議しまして、新らしい民主的な、誠に國民の權利を保障する、旧法から比へまして非常に民主的な土地取用法が生まれ、今日又特定のアメリカ国との間の條約に基くところの土地取用法、これがなぜ特定なる単独法を出さなければならぬかというところに疑義がございませぬ。殊に政府の説明を聞きまして、この土地取用法にあるものよりもつと簡単に解決するような便法を講じておるのだというようなことを説明されておりますが、私はそ

れによつてアメリカ駐留軍が一体どのくらい規模のものをどのくらいの田畑、或いはどのくらいの期間國民に向つてこれを要求して来るか、政府に要求して来るか、この限界がわかりませぬので、この限界が或る程度まで、例えば土地取用法に規定されましたところの、第三條でしか記載されておるべきところの、三十幾つかの取用し得る事業体というものを明記されておるべきかと、駐留軍によるところの、必要とするところの土地並びに建物といふものには限界が明記されておるべきかと考へます。従つてこの立法がアメリカ駐留軍の便益を図ることが目的とされまして、國民の持つておるところの主権、そうしたものを非常に軽く扱つておるのではなからうか。一面條文のうちにはそれ／＼國民の權利を保障するようなものも含まれておりますけれども、駐留されるところの年月並びに範圍、そういうものが明確になつておりませぬ。従つて國民に対する強権発動の法律にはかならぬのであります。従つて社会党的第二控室としましては、全面的にこの法案に對しましては反対であります。

れによつてアメリカ駐留軍が一体どのくらい規模のものをどのくらいの田畑、或いはどのくらいの期間國民に向つてこれを要求して来るか、政府に要求して来るか、この限界がわかりませぬので、この限界が或る程度まで、例えば土地取用法に規定されましたところの、第三條でしか記載されておるべきところの、三十幾つかの取用し得る事業体というものを明記されておるべきかと、駐留軍によるところの、必要とするところの土地並びに建物といふものには限界が明記されておるべきかと考へます。従つてこの立法がアメリカ駐留軍の便益を図ることが目的とされまして、國民の持つておるところの主権、そうしたものを非常に軽く扱つておるのではなからうか。一面條文のうちにはそれ／＼國民の權利を保障するようなものも含まれておりますけれども、駐留されるところの年月並びに範圍、そういうものが明確になつておりませぬ。従つて國民に対する強権発動の法律にはかならぬのであります。従つて社会党的第二控室としましては、全面的にこの法案に對しましては反対であります。

いように、突應に適應したよりに施行をお願いして賛成します。  
○松浦定藏君 私は今田中委員のお話がありましたように、私はこの安保條約の決定當時には、御承知の通りに第一クラブにおりまして、実は反対をしておるわけでありませぬ。ところが今度改進黨に参りましたときには、これは前のことを申上げますと非常などうかと思ひますが、民主党さんのほうでは賛成をしておられる。併し党が新しくなりまして、私は今改進黨でこれに反対するとか賛成するとかという、そういう御非難は先ず御容赦願ひたいと思ひますが、取りあへず私は改進黨としてはこれに反対する考へでおるわけでありませぬ。と申上げますのは、今田中委員のお話のありましたように、少くとも今後どのような形で日本のこの土地の取用、或いは家屋等の取用がなされるかということ、いろいろ政府の御説明を聞いておられますと、あたかも尤もなように聞いておられますけれども、必ずしも現政府の力で以てこれを切抜けることの自信が、私には了承されないわけでは、やはり長い間農民が非常に苦心をしまして漸く獲得した土地等が、現在のような形でど／＼と取用されますと、この食糧事情が逼迫している今日におきましては、農民の本當の氣持を政府が考へているかどうかという点に對しては、一応私どもとしましては疑問を持つわけでありませぬ。かような意味合いから、詳しくは又本會議等での反対の討論もしたいと思ひますが、今日としましては全面的にこれは反対する考へておりますので、その点御了承願ひたいと思ひます。

○門田定藏君 私はこの法案は、全國の耕作農民に全面的にこれは不安を持たせる法案であるし、殊に内容がよく我々はわからぬ法案でありますので、全面的に反対いたします。  
○石川一君 私はこの法案を、修正案に賛成し、更に修正案を除く原案に賛成いたします。

そこで一応理由を申上げますが、この法案は日本の安全を保障するために根本的に必要とする措置である、かように考へております。それは今いろいろ御意見がございませぬが、要するに日本の防衛が今のままで、無防備のまま、いわゆる何らの武力を持たない國がここに生まれて参つた、而も獨立を回復したということから考へまして、安全保障條約なしには日本の獨立は意味をなさぬ、こういう御論に立ちまして若干の國民に、氣の毒なことを強いることがあると思ひますが、要は日本國の存立を前提としてなすべき措置である、かように考へまして、私はこの法案に賛成したいのであります。それは勿論先ほど来田中委員からも御指摘になつたような点も覆えられないではないのであります。要は日本の獨立をめぐりましたアメリカ軍の、アメリカ政府の措置等から考へまして、それが不当なことをなすべきものではなからうか、この私どもは信賴しているわけではなからうか、そこで日本の防衛を米軍に任せをするという態度を国会で決定しました以上は、その線に沿つて強力に日本の防衛が得るようにする措置はなすべきだ、若干の犠牲は止むを得ませぬから、要するに日本の獨立を確保するための必要な措置として止むを得ない、かように考へまして、この法案に賛成したいのであります。

○東隆君 私はこの法案の審議に當つて、取用に際して價格賠償を原則にするように説明をされております。それで、これは非常に農民その他を初め、この問題については換地の問題その他について不安が非常に多いだらうと思ふので、そこでこれらの問題について、法文においては價格賠償を原則にしてはと言つても、それに対して十分に措置を講じなければ、これは非常に困難な問題を生ずと思ひますので、その点をばつきりと何らかの形で條件にして、そうして賛成をいたしたいと思ひます。

○委員長(廣瀬與兵衛君) 速記をとめて下さい。  
〔速記中止〕  
○赤木正雄君 この問題はなか／＼重大な問題でありまして、仮に土地取用されると、そういうふうな場合がありましても、取用された人が今まで以上に困らないように十分考へて欲しいのであります。単に法規によつてやられては非常に迷惑いたします。仮に換地の点にいたしましても十分考慮して頂きたい、こういう私は強い要望を出しておきます。

○委員長(廣瀬與兵衛君) ほかに御意見もなければ、討論は終結したものと認めて御異議ございませぬか。  
〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(廣瀬與兵衛君) 御異議ないと認めます。これより日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基く行政協定の實施に伴う土地等の

ない、かように考へまして、この法案に賛成したいのであります。  
○東隆君 私はこの法案の審議に當つて、取用に際して價格賠償を原則にするように説明をされております。それで、これは非常に農民その他を初め、この問題については換地の問題その他について不安が非常に多いだらうと思ふので、そこでこれらの問題について、法文においては價格賠償を原則にしてはと言つても、それに対して十分に措置を講じなければ、これは非常に困難な問題を生ずと思ひますので、その点をばつきりと何らかの形で條件にして、そうして賛成をいたしたいと思ひます。

使用等に関する特別措置法案について採決を行います。

先ず深永君の提案の修正案について採決を行います。深永君の提出の修正案に御賛成の諸君は挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕 多数でございます。次に修正部分を除いた原案全部について採決を行います。修正部分を除いた原案全部に賛成の諸君は御挙手を願います。

〔賛成者挙手〕 多数でございます。よつて本法案は多数を以て修正議決されました。

なお本会議における委員長の口頭報告の内容については、先例によつて行いたいと思ひますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(廣瀨與兵衛君) 御異議ないと認めます。それでは本法案を可とされたかたは順次多数意見者の御署名をお願いいたします。

多数意見者署名  
小川 久義 深永 六郎  
赤木 正雄 石川 榮一  
楠瀬 常猪 島津 忠彦  
徳川 宗敬 前田 穰  
東 隆

○委員長(廣瀨與兵衛君) 次に道路整備特別措置法案を議題に供します。速記をとめて。

午前十一時十六分速記中止  
午前十一時五十八分速記開始

○委員長(廣瀨與兵衛君) それでは速記を始めさせていただきます。

本日はこれで散会いたします。  
午前十一時五十九分散会

四月二十六日日本委員会に左の事件を付託された。

一、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三條に基く行政協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法案(予備審査のための付託は四月十日)

四月二十六日日本委員会に左の事件を付託された。

一、果道高森山線改良工事促進に関する請願(第一七〇号)

一、島根県松江市の接収旅館解除に関する請願(第一七五号)

一、河川の水利用許可権移管反対に関する請願(第一七四九号)

一、道路法改正法案第六二條削除に関する請願(第一七五〇号)(第一七五一号)(第一八〇〇号)(第一八一〇号)(第一八一八二二二号)

一、自動車輸送関係者に対する道路損傷負担金軽減の請願(第一八〇四号)

一、道路の整備改善等促進に関する陳情(第九二五号)

一、大阪、舞鶴兩市間道路の国道編入に関する陳情(第九二六号)

一、果道飯田和田線改良工事施行に関する陳情(第九二七号)

一、中央官庁地域設定に関する陳情(第九三二二号)

第一七〇〇号 昭和二十七年四月十四日受理

果道高森、木山線改良工事促進に関する請願

請願者 熊本県議會議長 大久保 保壽輔

紹介議員 内村 清次君  
熊本県道高森、木山線は、阿蘇郡高森町を起点とし、南阿蘇外輪山のふもと白水、久木野兩村の幹線道路として山西、河原、津森、木山、秋津、健軍を縦断し、熊本平野の一部を経て熊本市に通ずる輸送動脈であり、阿蘇総合開発の上からも又観光道路としても不可欠の重要路線であるが、関係町村多年の願望にかかわらず未だその一部が改修されずに過ぎない現状であるから、すみやかに国庫補助工事として改修工事の促進を計りたいとの請願。

第一七五号 昭和二十七年四月十五日受理

島根県松江市の接収旅館解除に関する請願

請願者 島根県松江市東茶町湖 西尾鱒三外二名

紹介議員 伊達源一郎君  
島根県松江市の臨水、岩田屋、ときわ三旅館は、終戦と同時に連合軍の進駐により接収され、以来七年近く業者は生活難に苦しみながらあらゆる困苦に堪えてきたのであるが、講和條約発効の日も近く、行政協定も締結せられた今日、国際文化観光都市に指定された松江市の観光事業発展のため、また業者存亡の心情察察の上、観光事業の一環として旅館業の使命が遂行できるように、三旅館接収解除の処置を講ぜられたいとの請願。

第一七五〇号 昭和二十七年四月十五日受理

道路法改正法案第六二條削除に関する請願

請願者 名古屋市中村区笹島町 一ノ二三名古屋鉄道株式会社内愛知県果合自動車協会内 浅野光男

紹介議員 小西井義男君  
改正道路法案第六二條は、当該道路の使用側に、その維持または修繕費の一部負担を規定しているが、これは道路の無償公開の原則に反し、道路を使用する自動車側に、管理者の負担を転嫁しようとするもので、有料道路と何等違ふところなく本質的に不当であるばかりでなく、自動車使用者は既に特別の負担を課せられている上、本條の実施によつて多くの不合理を生ずる

第一七四九号 昭和二十七年四月十四日受理

五日受理  
河川の水利用許可権移管反対に関する請願

請願者 岩手県議會議長 村上 順平

紹介議員 川村 松助君  
政府は近く、電源開発の促進を理由として、現行河川法を改正し、現在地方庁の権限である水利用の許可権を國に移管する法案を準備しているところであるが、かかる改正は、かんがい用排水、工業用水との関連はもとより、水害対策など地方の実状に即して行方地方公共団体の河川に対する総合行政を一大困難に遭遇させることとなり、行政民主化の逆行となるから、河川の水利用許可権については、現行法を維持せられたいとの請願。

第一八〇〇号 昭和二十七年四月十七日受理

道路法改正法案第六二條削除に関する請願

請願者 大分市新川大分交通株式会社内大分果業合資切自動車協会内 松岡 能秀

紹介議員 岩男 仁藏君  
今回の改正道路法案中の第六二條は、一定の路線を定めて車馬を運行させ、または反覆して同一の道路に車輛を運行させるものを対象として、道路の維持または修繕費の一部を負担させることを規定しているが、これは無償公開する道路の原則に反し、有料道路と何等変るところがなく本質的に不当であるばかりでなく、一定路線を運行する自動車(バス、路線トラック)は、全自動車の一例にも満たないのに、これによつて相当の財源を得んとすることは、ばく大な負担を業者に課することになり到底堪え得られるものではないから、本改正道路法案中の第六十二

から、第六十二條を削除せられたいとの請願。

第一七五一号 昭和二十七年四月十五日受理

道路法改正法案第六二條削除に関する請願

請願者 岐阜市神田町九ノ二七 七四ノ三一岐阜果業合資自動車株式会社社長 松岡茂外三名

紹介議員 小西井義男君 前田 穰君  
この請願の趣旨は、第一七五〇号と同じである。

第一七五〇号 昭和二十七年四月十五日受理

條を削除せられたとの請願。

第一八〇一号 昭和二十七年四月十七日受理  
道路改正法案第六二條削除に関する請願

請願者 奈良市油坂町一奈良交  
通株式会社社長 鈴木  
角一郎

紹介議員 新谷寅三郎君

この請願の主旨は、第一八〇〇号と同じである。

第一八二二号 昭和二十七年四月十八日受理

道路法改正法案第六二條削除に関する請願

請願者 三重県一志郡久居町字  
単談野三重交通株式会社  
社長 前田權

紹介議員 伊達源一郎君

この請願の主旨は、第一八〇〇号と同じである。

第一八〇四号 昭和二十七年四月十七日受理

自動車輸送関係者に対する道路損傷負担金軽減の請願

請願者 大阪市東区北浜二ノ七  
七近畿道路利用者会議  
内 栗山慶次

紹介議員 高木 正夫君

道路法第四十條に基く道路損傷負担金の全国各府県の徴収状況を見ると現に徴収されている府県は約三分の一で他は徴収されず、中には自動車関係者による車輛、労力等の積極的提供等もあり、税負担の内容も区々で均衡を欠く実状である。しかして、近畿二府四県

の状況もまちまちであるから、不均衡、不平等是正のため、現在徴収されている道路損傷負担金をなるべく最大限に軽減されるよう特段の措置を講ぜられたいとの請願。

第九二五号 昭和二十七年四月十四日受理

道路の整備改善等促進に関する陳情

陳情者 京都府議會議長 北村平  
三郎

わが国における道路は、未補装道路が多く、かつ交通機関の目覚ましい発達によつて、道路の破損はいよいよはなはだしく、輸送力の減殺は産業経済の面に大きな影響を及ぼしているから、道路の整備改善と路面と恒久補装化をすみやかに実施せられたいとの陳情。

第九二六号 昭和二十七年四月十四日受理

大阪、舞鶴両市間道路の国道編入に関する陳情

陳情者 京都府議會議長 北村平  
三郎

大阪市より池田市を経て舞鶴市に至る道路は、その重要性を認められ、連年国庫補助をもつて改良工事が施行されており、すでにその大半を完成しているが、わが国産業、経済、文化等の見地より、さらにその機能を遺憾なく發揮させるために、同線を国道に編入せられたいとの陳情。

第九二七号 昭和二十七年四月十五日受理

県道飯田和田線改良工事施行に関する陳情

陳情者 長野県下伊那郡上久堅村  
長 吉地金喜

県道飯田和田線は、長野県と静岡県を結ぶ唯一の道路で、両県の物資交流上極めて重要な使命を持つている。しかるにその路面は自然のままに放置されており、とりわけ長野県上久堅野村から和田村に至る約五里の間は、人馬の通行も困難な状態であるから、沿線奥地の大森林や地下資源を開発するとともに同地方の文化向上のため、同線の改良工事を施行せられたいとの陳情。

第九三二号 昭和二十七年四月十五日受理

中央官庁地域設定に関する陳情

陳情者 東京都千代田区霞ヶ関一  
ノ二建設省内官庁營繕審  
議会内 中田政美

中央官庁の多くは、戦災、接収等のため各地に分散し、その多くは応急的仮設庁舎ないし民有建物の借上げに頼っているため、行政運営能率を阻害することはなほだしく、かつ公衆に与える不便も多大なものがあるから、首都に政治的中枢の地域として中央官庁地域を設定し、霞ヶ関、大手町および代官町の三地区を指定せられたいとの陳情。

四月二十八日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。

一、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基く行政協定の実施等に伴い国家公務員法等の一部を改正する等の法律案  
日本国との平和條約の効力の発生及び日本国とアメリカ合衆国との

間の安全保障條約第三條に基く行政協定の実施等に伴い国家公務員法等の一部を改正する等の法律案  
日本国との平和條約の効力の発生及び日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基く行政協定の実施等に伴い国家公務員法等の一部を改正する等の法律

(国家公務員法の一部改正)

第一條 国家公務員法(昭和二十二年法律第二十号)の一部を次のように改正する。

第二條 第三項第十六号及び第十七号を次のように改める。

十六 削除  
十七 削除

(特別職の職員の給与に関する法律の一部改正)

第二條 特別職の職員の給与に関する法律(昭和二十四年法律第二百五十二号)の一部を次のように改正する。

第一條 第二十四号を次のように改める。

二十四 削除  
第二十一條 削除

(国家公務員共済組合法の一部改正)

第三條 国家公務員共済組合法(昭和二十三年法律第六十九号)の一部を次のように改正する。

第一條 第四号を削り、同條第三号を次のように改める。

三 日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約に基き駐留するアメリカ合衆国軍隊のために勤務に服する者

(国家公務員に対する寒冷地手当及び石炭手当の支給に関する法律の一部改正)

第四條 国家公務員に対する寒冷地手当及び石炭手当の支給に関する法律(昭和二十四年法律第一百号)の一部を次のように改正する。

第四條を削る。

(政府に対する不正手段による支払請求の防止等に関する法律を廃止する法律の一部改正)

第五條 政府に対する不正手段による支払請求の防止等に関する法律を廃止する法律(昭和二十五年法律第九十号)の一部を次のように改正する。

本則但書中「同法第十一條」を「同法第十一條(第一号を除く。)」に改める。

(旧政府に対する不正手段による支払請求の防止等に関する法律の規定の廃止)

第六條 政府に対する不正手段による支払請求の防止等に関する法律を廃止する法律の規定によりなおその効力を有する旧政府に対する不正手段による支払請求の防止等に関する法律(昭和二十二年法律第七十一号)第十一條第二号中「公共事業費」とあるのは「公共事業に関する経費で定めるもの」と読み替えるものとする。

(連合国軍の需要に応じ連合国軍のために勤務に服する者等に支払うべき給料その他の給与の支払事務の処理の特例に関する法律の一部改正)

第七條 連合国軍の需要に応じ連合国軍のために勤務に服する者等に

支払うべき給料その他の給与の支払事務の処理の特例に関する法律(昭和二十五年法律第五号)の一部を次のように改正する。

題名中「連合国軍の需要に就く連合国軍のために勤務に服する者」を「駐留軍労働者」に改め、本則第一項中「連合国軍の需要に就く連合国軍のために勤務に服する者及び公共事業費又は米國対日見返資金」を「日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約に基き駐留するアメリカ合衆国軍隊のために勤務に服する者及び公共事業に関する経費で大蔵大臣が指定するもの」に改める。

(駐留軍労働者の身分)

第八條 日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約(以下「條約」といふ)に基き駐留するアメリカ合衆国軍隊のために勤務に服する者で國が雇用するもの(以下「駐留軍労働者」といふ)は、国家公務員でない。

2 駐留軍労働者は、国家公務員法第二條第六項に規定する勤務者と解してはならない。

(駐留軍労働者の勤務条件)

第九條 駐留軍労働者の給与は、その職務の内容と責任に応ずるものでなければならぬ。

2 駐留軍労働者の給与その他の勤務条件は、生計費並びに國家公務員及び民間事業の従業員における給与その他の勤務条件を考慮して、調達庁長官が定める。

附則

1 この法律は、公布の日から施行

し、第六條の規定及び第七條(公共事業費に係る改正の部分に限る。)の規定は、昭和二十七年四月一日から、これらの規定以外の本則の規定並びに附則第二項及び第三項の規定は、條約の効力発生の日から適用する。

2 駐留軍労働者の給与その他の勤務条件については、調達庁長官が第九條第二項の規定により定めるまでの間は、同項の規定にかかわらず、條約の効力発生の日において定められている連合国軍の需要に就く連合国軍のために勤務に服する者(以下「連合国軍労働者」といふ)の給与その他の勤務条件の例による。

3 連合国軍労働者であつて、條約の効力発生の日において引渡され、駐留軍労働者となつたものが退職した場合においては、その者が連合国軍労働者として在職した期間に對しては、第九條第二項及び前項の規定にかかわらず、その者が條約の効力発生の日から三十日前に解雇の予告を受け、且つ、その日において解雇されたものとみなして、國家公務員等に対する退職手当の臨時措置に関する法律(昭和二十五年法律第四十二号)附則第四項の規定を適用して計算した額とその他の額に對し條約の効力発生の日の翌日から退職の日までの日数に應じ一年につき五分の割合を乗じて得た額との合計額の退職手当を支給する。

五月二日本委員会に左の事件を付託された。

一、五十嵐川えん堤築設に関する請願(第一八五六号)

一、道路法改正法案第六二條削除に関する請願(第一八五七号)(第一九〇九号)(第一九一〇号)

一、東京、神戸間高速自動車道路建設に関する請願(第一八六三号)

一、三用川砂防工事施行に関する請願(第一八八二号)

一、魚野川砂防工事施行に関する請願(第一八八三号)

一、栃原沢川砂防工事施行に関する請願(第一八八四号)

一、災害金庫法制定に関する請願(第一九五〇号)

一、公營住宅建設費國庫補助増額等に関する請願(第一九五二号)

一、北海道和田村地内長節、温根沼間運河開き基礎調査に関する請願(第一九五三号)

一、千曲川赤坂橋架設促進に関する請願(第一九七九号)

一、国道十一号線中岡市、石動町間改良工事促進に関する陳情(第九八三号)

第一八五六号 昭和二十七年四月二十一日受理

五十嵐川えん堤築設に関する請願

請願者 新瀨果南蒲原郡本成寺村長 大橋兼外五名

紹介議員 北村 一男君

五十嵐川は、守門山に源を發し、約二十五キロ、三條市において信濃川にそそぐ準用河川であるが、水源山容の變化が激しいため、水量の増減差がはなはだしく、洪水時には耕地用水はもち論のこと、防火、食用水にも事欠き、こう水時には橋、堤防あるいは道路の

損壊されること一再でなく、その危険度は増大するばかりであるから、この悪条件を除去するため、本川の適當箇所えん堤を築造して水量の定量流水を圖りたいとの請願。

第一八五七号 昭和二十七年四月二十一日受理

道路法改正法案第六二條削除に関する請願

請願者 岐阜市神田町九ノ二、七七四番三一岐阜乗合自動車株式会社取締役 社長 松岡茂外三名

紹介議員 古池 信三君

今回の改正道路法案中の第六十二條は、一定の路線を定めて車馬を運行させ、または反覆して同一の道路に車輛を運行させるものを対象として、道路の維持または修繕費の一部を負担させることを規定しているが、これは無償公開する道路の原則に反し、有料道路と何等変るところがなく本質的に不当であるばかりではなく、一定路線を運行する自動車(バス、路線トラック)は、全自動車の一部にも満たないのに、これによつて相當の財源を得んとすることは、ばく大な負担を業者に課することになり到底堪え得られるものではないから、本改正道路法案中の第六十二條を削除せられたいとの請願。

第一八五七号 昭和二十七年四月二十一日受理

道路法改正法案第六二條削除に関する請願

請願者 秋田県横手市羽後交通株式会社取締役社長 片野重修

紹介議員 長谷山行蔵君

この請願の趣旨は、第一九〇九号と同じである。

第一八六三号 昭和二十七年四月二十一日受理

東京、神戸間高速自動車道路建設に関する請願

請願者 東京都大田区新井宿一ノ二、三七〇 小松隆 外四十二名

紹介議員 岡本 愛蔵君

国内産業の原動力を培養するための積極的施策として、東京、神戸間高速自

動車道路の建設が計画されている由であるが、本計画の実現に當つては、(一)東京を起点として山梨、長野、岐阜の各県南部を横断する中央路線とする、(二)本事業は国直轄事業とし、建設後一定期間特殊会社の経営により建設費の償還を期すること、(三)これがための特殊会社に対して国庫融資の措置を講じること等本計画の適正かつ効果的な推進を考慮せられたいとの請願。

第一八八二号 昭和二十七年四月二十一日受理  
三用川砂防工事施行に関する請願  
請願者 新潟県南魚沼郡東村長 高野野吉外六名

紹介議員 北村 一男君  
新潟県東村北部を貫流する三用川は、雪どけ、降雨の季節には三用谷七百町歩の大水を集めて沿川数町歩の美田を流失することがしばしばあり、本村においては昭和十八年頃より三用川の砂防ならびにえん堤工事に着手したのであるが、工事は遅々として進まず、その上戦時中の山林の過伐は、既設諸工事さえ危険な状態にあるから、この際科学的総合的計画によつて、護岸およびえん堤工事を来年度中に実施せられたいと請願。

第一八八三号 昭和二十七年四月二十一日受理  
魚野川砂防工事施行に関する請願  
請願者 新潟県南魚沼郡湯沢村長 高橋藤三郎外四名  
紹介議員 北村 一男君  
新潟県魚野川は南魚沼郡を縦貫する荒川で、土砂の流出ははだしく年々災

害を及ぼし郡民の不安は増加するばかりで、恒久的な治水砂防施設は久しく待望されているところであるが、年々の災害も財政難から根本的な施設ができない実状であるから、昭和二十七年において上流土樽村地内毛沢川合流地点に砂防工事を実施せられたいとの請願。

第一八八四号 昭和二十七年四月二十一日受理  
新潟県南魚沼郡浦佐村砂防工事施行に関する請願  
請願者 新潟県南魚沼郡浦佐村長 町田庄一郎

紹介議員 北村 一男君  
新潟県浦佐村は昭和二十三年えん堤工事を施行せられたのであるが、その後出水による土砂の流出によつてえん堤は埋没し、それ以来下流は出水のたびに往年のような災害をこうむつてい

るから、一日も早く再度砂防工事を施行せられたいとの請願。

第一九五〇号 昭和二十七年四月二十三日受理  
災害金庫法制定に関する請願  
請願者 北海道小樽市議會議長 岩谷静齋  
紹介議員 堀 末治君  
わが国は、天災国といわれている通り、毎年風、水、火、地震等の災害をこうむり、その損害ははく大な額に達しているから、災害に對する恒久的対策として、長期復興資金の融資を容易にするため、災害金庫の設置を法制化せられたいとの請願。

第一九五一号 昭和二十七年四月二十三日受理  
公営住宅建設費国庫補助増額等に関する請願  
請願者 北海道小樽市議會議長 岩谷静齋  
紹介議員 堀 末治君  
公営住宅に對する国庫補助基本額は北海道地方の物価事情に比し、いさゝしく低額であり、一方地方負担をカバーする起債も昭和二十六年に約三十パーセントの低率になつてゐるため、ますます地方負担を重くし公営住宅建設に多大の支障をきたしてゐるから、国庫補助基本額を増額するとともに地元負担に對しては全額起債を認められたい。なお、最近火災、地震等により公共建物の消失が増大の傾向にあるので、これら災害を防止し市民負担の軽減を図るため公共建造物の基準を耐震耐火性に改正せられたいとの請願。

第一九五三号 昭和二十七年四月二十三日受理  
北海道和用村地内長節、温根沼開運河開き基礎調査に関する請願  
請願者 北海道根室郡和田村長 西田豊平外一名  
紹介議員 堀 末治君  
終戦とともに色丹島、齒舞諸島を失い、沿岸三マイルにマッカーサーラインを引かれて以来、かつて一億貫以上の生産を挙げた北北海道根室地方の水産業は没落の一途にあり、太平洋岸の沖合漁田を開発する以外に現状を打開する方法がない。しかるに納沙布みさき廻航による太平洋出漁は、航路に難関が多く、ソ連監視船の捕獲事件もあり、距離的にも経済的にも極めて不便であるから、根室地方の産業ならびに海運

事業発展を図るため、北海道和田村地内長節、温根沼開の運河開きに関する基礎調査を実施せられたいとの請願。

第一九七九号 昭和二十七年四月二十四日受理  
千曲川赤坂橋架設促進に関する請願  
請願者 長野県更級郡篠ノ井町長 山岸保外一名  
紹介議員 宮本 邦彦君  
交通の要衝である篠ノ井町と松代町を結ぶ千曲川架設の赤坂橋は、昔ながらの仮橋であり、僅少の増水にも橋板を撤去し、橋脚は押し流され復旧には長日月を要し、その間交通や貨物輸送はと絶し、橋の南部に農地をもつ多数の耕作者は農耕の手入さえできず、地方経済に影響するところじんだであり、また本橋は重量と速度との制限を受けているため、積載量の関係では遠く回路線を選ぶより外はない現状であるから、本橋を永久橋に架けられたいとの請願。

第九八三号 昭和二十七年四月十九日受理  
国道十一号線中高岡市、石動町間改良工事促進に関する陳情  
陳情者 富山県高岡市議會議長 牧野貞次郎  
国道十一号線は、富山石川の両岸を結ぶ交通動脈であるが、同線中の高岡石動間は、昭和二十四年以降ほとんど修理されてないうえ、幅が狭く、屈曲が多いため、その重要使命達成にいちじるしい支障を与えているから、国道十一号線中高岡市、石動町間の改良工事をすみやかに実施せられたいとの陳情。

五月六日本委員会に左の事件を付託された。  
一、耐火建築促進法案案  
耐火建築促進法案  
耐火建築促進法  
(目的)  
第一條 この法律は、都市における耐火建築物の建築を促進し、防火建築帯の造成を図り、火災その他の災害の防止、土地の合理的利用の増進及び木材の消費の節約に資し、もつて公共の福祉に寄与することを目的とする。  
(防火建築帯造成の原則)  
第二條 防火建築帯は、都市の樞要地帯にあつて、地上階数三以上の耐火建築物が帯状に建築された防火帯となるように造成されなければならない。  
(用語の意義)  
第三條 この法律における用語の意義は、第一号から第三号までに掲げるものについては、それぞれ当該各号に定めるところにより、第四号から第十一号までに掲げるものについては、建築基準法(昭和二十五年法律第二十一号)及び建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)に定めるところによる。

一 耐火建築物 主要構造部が耐火構造である建築物をいう。  
二 建築 建築物を新築し、又は増築(建築物の体積を増加しないものを除く)することをいう。  
三 防火地域 建築基準法第六十

情。

情。

情。

情。

情。

情。

情。

情。

情。



條第一項に規定する防火地域を  
いう。

四 主要構造部

五 耐火構造

六 建築物

七 都市計画区域

八 建築主

九 敷地

十 建築設備

十一 設計図書

(防火建築帯の指定)

第四條 建設大臣は、都市計画区域  
内の市町村における火災その他の  
災害を防止し、あわせて土地の合  
理の利用に資するため必要である  
と認めるときは、当該市町村の防  
火地域の全部又は一部について、  
防火建築帯を指定することができる。  
この場合においては、あらかじめ、  
当該市町村の長及び当該市  
町村を包括する都道府県知事の意  
見を聞かなければならない。

2 建設大臣は、前項の規定により  
防火建築帯を指定しようとする  
ときは、あらかじめ、国家消防庁長  
官の意見を聞かなければならな  
い。

3 建設大臣は、第一項の規定によ  
り防火建築帯を指定したときは、  
これを官報で告示しなければならない。  
（防火建築帯の区域内における耐  
火建築物に対する地方公共団体の  
補助）

第五條 地方公共団体は、前條第一  
項の規定により防火建築帯が指定  
された場合においては、当該区域  
内における耐火建築物の建築につ  
いて、補助金を交付することがで

きる。

(補助金の交付)

第六條 国は、防火建築帯の区域内  
において、地方公共団体が前條の  
規定により耐火建築物を建築する  
建築主に対して補助金を交付する  
場合又は当該地方公共団体が自ら  
これを建築する場合において、当  
該耐火建築物の建設大臣が指定す  
る部分が、地上階数三以上のもの  
若しくは高さ十一メートル以上の  
もの又は基礎及び主要構造部を地  
上第三階以上の部分の増築を予定  
した構造とした二階建のものであ  
るときは、当該耐火建築物の地上  
階数四以下及び地下第一階以上の  
部分について、当該地方公共団体  
に対して、その費用につき、予算  
の範囲内において、補助金を交付  
することができる。

2 建設大臣は、前項の規定により  
耐火建築物の部分指定したとき  
は、これを官報で告示しなければ  
ならない。  
（補助金額の限度）

第七條 前條第一項の規定により国  
が地方公共団体に対して交付する  
補助金の額は、耐火建築物と木造  
の建築物との単位面積当りの標準  
建築費の差額の四分の一に相当す  
る額に、補助の対象となる耐火建  
築物の床面積の合計を乗じた額以  
内とする。但し、当該耐火建築物  
を建築する者が地方公共団体以外  
の者である場合においては、地方  
公共団体が建築主に対して交付す  
る補助金の二分の一に相当する額  
をこえることができない。

2 非常災害に因り多数の建築物が  
滅失した市町村において、第四條  
第一項の規定により指定した防火  
建築帯の区域で政令で定めるもの  
の内においては、前項の規定は、  
非常災害の発生した日から一年間  
に限り、同項中「四分の一」とあ  
るのを「三分の一」と読み替えて  
適用する。

3 第一項の標準建築費は、地域別  
及び構造別に建設大臣が定める。  
（補助金交付の取消、停止又は返  
還）

第八條 地方公共団体は、第五條  
の規定により建築主に対して補助  
金を交付する場合で、且つ、当該  
補助に係る耐火建築物について第  
六條第一項の規定により国からの  
補助金を受けるときは、当該地方公  
共団体の長が建築主に対して、  
左の各号の一に該当する事由  
があるときは、当該建築主に対し  
て、補助金の全部若しくは一部の  
交付を取り消し、その交付を停止  
し、又は交付した補助金の全部若  
しくは一部の返還を命ずることが  
できる。

一、補助金を補助の目的以外に使  
用したとき。  
二、補助に係る耐火建築物が建築  
物の敷地、構造及び建築設備に  
関する法律又はこれに基く命令  
若しくは條例（建築基準法第七  
十五條の規定による建築協定を  
含む。）の規定に違反して建築さ  
れたとき。  
三、正当な理由がなく、補助に  
係る耐火建築物の建築工事が地  
方公共団体から建築主に対して  
補助金交付の通知があつた日か  
ら三月以内に着手されないとき。

き、又はその完了が著しく遅れ  
たとき。

四 前各号の外、当該建築主がこ  
の法律若しくはこの法律に基く  
命令の規定又はこれらに基く地  
方公共団体の長の処分違反し  
たとき。

2 建設大臣は、第六條第一項の  
規定により地方公共団体に対し  
て補助金を交付する場合におい  
て、左の各号の一に該当する事  
由があるときは、当該地方公共  
団体に対して、補助金の全部若  
しくは一部の交付を取り消し、  
その交付を停止し、又は交付し  
た補助金の全部若しくは一部の  
返還を命ずることができる。

一、地方公共団体の長が建築主に  
ついて、前項各号の一に該当す  
る事由があると認め、当該建  
築主に対して、補助金の全部若  
しくは一部の交付を取り消し、  
その交付を停止し、若しくは交  
付した補助金の全部若しくは一  
部の返還を命じたとき、又は地  
方公共団体の長がこれらの措置  
を講じない場合においても、建  
設大臣が建築主について、前項  
各号の一に該当する事由がある  
と認めたとき。

二、地方公共団体が補助金を補助  
の目的以外に使用したとき。  
三、地方公共団体が建築主である  
場合において、補助に係る耐火  
建築物が前項第二号又は第三号  
に該当するとき。

四 前各号の外、地方公共団体が  
この法律若しくはこの法律に基  
く命令の規定又はこれらに基く

建設大臣の処分に違反したと  
き。

3 前二項の規定により建設大臣又  
は地方公共団体の長が補助金の交  
付の取消若しくは停止又は交付し  
た補助金の返還を命じようとする  
場合においては、あらかじめ、当  
該地方公共団体の長又は建築主に  
対し、釈明のため意見を述べ、及  
び自己のため有利な証拠を提出す  
る機会を与えなければならない。  
（補助金の交付及び返還の手続）

第九條 第六條第一項の規定による  
補助金の交付及び前條第二項の規  
定による補助金の返還に關して必  
要な手続は、建設省令で定める。  
（建設大臣の指示監督）

第十條 建設大臣は、補助金の交付  
の目的を最もよく達成するため、  
必要があると認めるときは、その  
目的を達成するのに必要限度に  
おいて、補助金の交付を受ける地  
方公共団体の長又は当該補助に係  
る耐火建築物の建築主に対して、  
必要な指示を行い、報告書の提出  
を命じ、又は職員を指定して、当  
該補助に係る耐火建築物又は関係  
の物件若しくは設計図書その他の  
書類を实地検査させることができ  
る。

2 前項の規定による实地検査にお  
いて、現に居住の用に供している  
建築物に立ち入るときは、あらか  
じめ、その居住者の承諾を得なけ  
ればならない。

3 第一項の規定により实地検査に  
當る職員は、その身分を示す証票  
を携帯し、関係人の請求があつた  
ときは、これを提示しなければならない。

らない。

4 前項の規定による証票の様式は、建設省令で定める。

(防火建築帯の区域外における耐火建築物に対する地方公共団体の補助)

第十一條 地方公共団体は、防火建築帯として指定されていない区域においても、当該市町村における防火上有効な耐火建築物の建築を促進するため必要があると認められる場合においては、当該耐火建築物の建築について、補助金を交付することができる。

(防火建築帯の区域内における土地の使用)

第十二條 防火建築帯の区域内において、その全部又は一部につき、当該地方公共団体の長が特に緊急に防火建築帯を造成する必要があると認められる場合において、当該区域内における地上階敷三以上の耐火建築物を建築する者がない部分(現に地上階敷二以下の耐火建築物がある部分で、防火建築帯の効用を著しく害する虞がないと認められた部分を除く)について、当該区域内の土地の所有者、当該土地の借地権者(当該土地を転貸している者を除く。以下同じ)及び当該土地にある建築物の賃借権者の総数のそれぞれ三分の二以上の申出に基づき、当該地方公共団体が自ら地上階敷三以上の耐火建築物を建築しようとするときは、当該耐火建築物の敷地として必要な土地を使用することができる。

2 前項の規定により地方公共団体が土地を使用しようとする場合に

おいては、当該地方公共団体の長は、あらかじめ、都市計画審議会令(大正八年勅令第四百八十三号)に基づく都市計画審議会の意見を聞いた後に、当該耐火建築物の建築計画につき建設大臣の承認を受けなければならない。

3 第一項の規定による土地の使用については、この法律に別段の定めがある場合を除く外、土地取用法(昭和二十六年法律第二百十九号)の規定を適用する。

4 地方公共団体の長が第二項の規定による建設大臣の承認を受けようとするときは、建設省令で定める様式に従い、建築計画に係る区域(以下「起業地」という)及び耐火建築物の建築を必要とする理由を記載した建築計画承認申請書に、左に掲げる書類を添付して、起業地を管轄する都道府県知事を經由して建設大臣に提出しなければならない。

一 事業計画書

二 起業地及び事業計画を表示する図面

三 起業地内の土地の所有者、当該土地の借地権者及び当該土地にある建築物の賃借権者の総数及び第一項の規定により申し出た者の数

四 起業地内に土地取用法第四條に規定する土地があるときは、その土地に関する調査、図面及び当該土地の管理者の意見

五 第二項の規定による都市計画審議会の意見

六 第五項の規定による建築計画につき利害関係を有する者の意見

見

5 地方公共団体が第一項の規定により防火建築帯を造成するため、同項の規定により土地を使用し、自ら地上階敷三以上の耐火建築物を建築しようとするときは、当該地方公共団体の長は、都市計画審議会の意見を聞く前に、あらかじめ、起業地及び建築計画の概要を公告し、且つ、公告の日から二週間その書類を公衆の縦覧に供しなければならない。この場合において、当該建築計画につき利害関係を有する者は、その縦覧期間内に当該地方公共団体の長に意見書を提出することができる。

6 建設大臣は、第二項の規定により建築計画を承認した場合においては、その旨並びに当該地方公共団体の名称及び起業地を官報で告示するとともに、これらの事項を関係都道府県知事に通知しなければならない。

7 第一項の規定により土地を使用する場合における土地取用法の適用については、第二項の建設大臣の承認をもつて同法第二十條の規定による建設大臣又は都道府県知事の事業の認定が、前項の建築計画の承認の告示をもつて同法第二十六條第一項の規定による建設大臣又は都道府県知事の事業の認定の告示があつたものとみなす。この場合においては、同法第二十九條中「三年以内」とあるのは、「六月以内」と読み替えて同條の規定を適用するものとする。

(土地の使用に代る取用の請求)  
第十三條 前條第一項の規定により

地方公共団体(以下「起業者」という)が土地を使用しようとする場合においては、当該土地の所有者は、その土地の取用を当該土地の所在する都道府県の取用委員会に請求することができる。

2 前項の規定による請求は、土地取用法第四十五條第一項若しくは第六十三條第二項の規定による意見書又は第六十五條第一項第一号の規定に基づいて提定する意見書によつてしなければならない。

(使用の効果及び裁決)

第十四條 取用委員会が土地の使用の裁決をした場合においては、起業者は、使用の時期において、当該土地について耐火建築物の所有を目的とする借地法(大正十年法律第四十九号)に規定する賃借権を取得する。

2 土地の使用に関する裁決においては、取用委員会は、土地取用法第四十八條第一項各号に掲げる事項の外借地法の規定に反しない限りにおいて借賃の支払方法、増減その他必要な事項についても裁決しなければならない。

(耐火建築物の一部の所有権をもつてする損失の補償)

第十五條 第十二條第一項の規定により土地を使用し、又は第十三條第一項の規定による請求に基づき土地を取用する場合において、当該土地の所有者は、その土地の所有権に関する補償金の全部又は一部に代えて、当該耐火建築物の一部の所有権をもつて損失を補償することができる。この場合において、取

用委員会は、その要求が相当であると認めるときは、耐火建築物の当該要求に係る部分の建築工事を完了すべき時期を定めて、使用され、又は取用される土地の位置、面積、形状、賃借借条件等を総合的に勘案して、これらに照応すると認める耐火建築物の一部の所有権をもつてする損失の補償の裁決をしなければならない。

(耐火建築物の一部の賃借権をもつてする損失の補償)

第十六條 第十二條第一項の規定により土地を使用し、又は第十三條第一項の規定による請求に基づき土地を取用する場合において、前條の規定により補償の要求をしない当該土地の所有者又は当該土地の借地権者は、その土地の所有権又はその土地を使用する権利に関する補償金の全部又は一部に代えて、当該耐火建築物の一部の賃借権をもつて損失を補償することを取用委員会に要求することができる。この場合において、取用委員会は、その要求が相当であると認めるときは、耐火建築物の当該要求に係る部分の建築工事を完了すべき時期を定めて、使用され、又は取用される土地の位置、面積、形状、賃借借条件等及びその土地にある建築物の位置、用途、規模、構造、賃借借条件等を総合的に勘案して、これらに照応すると認める耐火建築物の一部の賃借権をもつてする損失の補償の裁決をしなければならない。

2 取用委員会は、前項の規定により借地権者に対して、耐火建築物



の一部の賃借権をもつてする損失の補償の裁決をしようとする場合で、同時に前條の規定により土地の所有者に対して耐火建築物の一部の所有権をもつてする損失の補償の裁決をしようとする場合においては、特別の事情がある場合を除く外、所有者の要求に係る部分が借地権者の要求に係る部分より大であるときは所有者の要求に係る部分内において、所有者の要求に係る部分が借地権者の要求に係る部分より小であるときは所有者の要求に係る部分の全部を含む部分について、損失の補償の裁決をしなければならない。

3 取用委員会は、第一項の規定により土地の所有者及び借地権者に対して、耐火建築物の一部の賃借権をもつてする損失の補償の裁決をしようとする場合においては、特別の事情がある場合を除く外、土地の所有者の要求に係る部分が借地権者の要求に係る部分より大であるときは所有者の要求に係る部分内において借地権者に、その他の部分については所有者に、小であるときは借地権者に対してのみ耐火建築物の一部の賃借権をもつてする損失の補償の裁決をしなければならない。

一部に代えて、耐火建築物の一部の賃借権又は転借権をもつて損失を補償することを取用委員会に要求することができる。前條第一項後段の規定は、この場合について準用する。

2 取用委員会は、前項の規定により当該土地にある建築物の賃借権者に対して耐火建築物の一部の賃借権又は転借権をもつてする損失の補償の裁決をしようとする場合において、同時に第十五條の規定により土地の所有者に対して耐火建築物の一部の所有権をもつてする損失の補償の裁決及び前條の規定により土地の所有者又は借地権者に対して耐火建築物の一部の賃借権をもつてする損失の補償の裁決をあわせてしようとする場合であり、且つ、左の各号の一に該当するときは、特別の事情がある場合を除く外、それぞれ当該各号に定めるところによらなければならない。

一 建築物の賃借権者の要求に係る部分が土地の所有者の第十五條の規定による要求に係る部分より大である場合においては所有者の要求に係る部分の全部を含む部分について、小である場合においては所有者の要求に係る部分内について、それぞれ賃借権（前條の規定による借地権者の要求があつて、且つ、その要求に係る部分と重複する部分について転借権）  
二 建築物の賃借権者の要求に係る部分が土地の所有者の前條の規定による要求に係る部分より大である場合においては所有者

の要求に係る部分の全部を含む部分については賃借権、その他の部分については賃借権、小である場合においてははその要求に係る部分内について転借権  
三 建築物の賃借権者の要求に係る部分が借地権者の前條の規定による要求に係る部分より大である場合においては借地権者の要求に係る部分の全部について転借権、その他の部分については賃借権、小である場合においてははその要求に係る部分内について転借権

（損失の補償にあわせて行う耐火建築物の一部等の提供の要求）  
第十八條 前三條の規定により耐火建築物の一部の所有権又は賃借権若しくは転借権（以下「耐火建築物の一部等」という。）をもつて損失を補償することを要求する場合においては、当該要求をする者が当該補償金に相当する耐火建築物の一部等のみでは経済上利用の価値がないものと認めるときは、損失の補償に係る耐火建築物の一部等の差額に相当する金額を支払うことを条件として、利用上必要な限度において、当該損失の補償に係る耐火建築物の一部等に追加して他の耐火建築物の一部等を提供することを損失の補償とあわせて要求することができる。この場合において、取用委員会は、その要求が相当であると認めるときは、当該差額に相当する金額を支払うべき時期を定めて、耐火建築物の一部等に追加して当該他の耐火建築物の一部等を提供することを損失の補償とあわせて裁決してなければならない。

（敷金の払渡）  
第二十條 起業者は、第十二條第一項の規定により土地を使用する場合においては、使用の時期までに、三年分の借賃に相当する金額を、敷金として、土地所有者に払い渡さなければならない。  
2 起業者が前項の規定による払渡をしないときは、取用委員会の使用の裁決は、その効力を失う。  
（担保の供託）  
第二十一條 第十九條の規定による担保は、金銭又は取用委員会が相当と認める有価証券を供託することによつて提供するものとする。  
2 前項の規定による供託は、使用又は取用の時期までにしなければならない。

（担保の提供）  
第十九條 前四條の規定により耐火建築物の一部等をもつてする損失の補償の裁決をする場合においては、取用委員会は、当該補償金に相当する金額を起業者が担保として提供すべき旨の裁決をあわせてしなければならない。  
（敷金の払渡）  
第二十條 起業者は、第十二條第一項の規定により土地を使用する場合においては、使用の時期までに、三年分の借賃に相当する金額を、敷金として、土地所有者に払い渡さなければならない。  
2 起業者が前項の規定による払渡をしないときは、取用委員会の使用の裁決は、その効力を失う。  
（担保の供託）  
第二十一條 第十九條の規定による担保は、金銭又は取用委員会が相当と認める有価証券を供託することによつて提供するものとする。  
2 前項の規定による供託は、使用又は取用の時期までにしなければならない。

3 起業者が使用又は取用の時期までに第一項の規定による供託をしないときは、取用委員会の使用又は取用の裁決は、その効力を失う。  
（権利の取得）  
第二十二條 第十五條から第十八條までの規定により耐火建築物の一部等をもつてする損失の補償の裁決又は耐火建築物の一部等の提供を受けるべき旨の裁決を受けた者は、耐火建築物の当該裁決に係る部分の建築工事が完了し、建築基

準法第七條第三項又は第十八條第七項の規定による検査済証の交付があつたときは、当該耐火建築物の一部の所有権又は借家法（大正十年法律第五十号）に規定する賃借権若しくは転借権を取得する。  
2 起業者は、前項の規定による検査済証の交付があつたときは、遅滞なく、前項に規定する者に第十五條から第十八條までの規定による裁決に係る耐火建築物の一部等を引き渡さなければならない。  
（担保の取得及び取りもどし等）  
第二十三條 正当な理由がなく、起業者が第十五條から第十八條までの規定による裁決に係る耐火建築物の部分の建築工事をその完了すべき時期までに完了しないとき、又は前條第二項の規定による引渡しをしないときは、損失の補償の裁決を受けた者は、取用委員会の確認を得て、当該建築工事は引渡が遅延したことに因り受けた損害に相当する額を、第二十一條第一項の規定により起業者が提供した担保の全部又は一部について、取得することができる。

2 起業者は、前條第二項の規定による引渡しをしたときは、取用委員会の確認を得て第二十一條第一項の規定により提供した担保を取りもどすことができる。  
3 第十八條の規定により差額を支払うことを条件として耐火建築物の一部等の提供を受けるべき旨の裁決を受けた者が、正当な理由がなく、その裁決に係る差額をその支払うべき時期までに支払わな

の確認を得て、第二十一條第一項の規定により提供した担保を取りもどすことができる。

4 第十八條の規定により耐火建築物の一部等の提供を受けるべき旨の裁決を受けた者が裁決に係る差額の全部を支払うことができない場合においては、その差額を支払うべき時期までにその一部を支払うことを条件として、その損失の補償に係る耐火建築物の一部等に追加して耐火建築物の一部等を提供すべきことを取用委員会に要求することは、前項の規定にかかわらず、起業者は、第二十一條第一項の規定により提供した担保を取りもどすことができる。

5 第三項の規定により起業者が取りもどした担保を当該裁決を受けた者に引き渡し、当該裁決を受けた者がこれを受け取つたときは、起業者は、取用委員会の確認を得て、当該裁決を受けた者に対する損失の補償の義務を免かれるものとする。

6 取用委員会は、第四項の規定による要求に対して耐火建築物の一部等を提供することを裁決しようとする場合においては、その要求が相当であり、且つ、起業者に甚しく損害を与えないものと認められた場合に限り、耐火建築物の一部等を提供することを損失の補償とあわせて裁決することができる。

7 第一項から第三項まで及び第五項の規定による担保の取得、取りもどし及び取用委員会の確認に関して必要な手続は、建設省令で定

める。

(買受権) 起業者が、正当な理由

第二十四條 起業者が、正当な理由がなく、使用又は取用の時期から一年を経過しても耐火建築物の建築工事に着手しないときは、土地を使用され、若しくは取用された者又はこれらの者の包括承継人は、取用委員会の確認を得て、起業者がその土地の所有権に対して支払つた補償金に相当する金額を起業者に提供し、又は前條第一項の規定による起業者が提供した担保を取得する権利を放棄して、その使用された土地の返還を求め、又は取用された土地を買い受けることができる。

2 前項の規定による取用委員会の確認に関する手続は、建設省令で定める。

(譲渡等の場合の措置)

第二十五條 第十二條第一項の規定により土地を使用し、又は第十三條第一項の規定による請求に基づき土地を取用して耐火建築物の建築工事を完了した後に、起業者が当該耐火建築物又はその部分を他に譲渡し、又は賃貸しようとする場合においては、起業者は、それぞれ左の各号に定めるところにより、これをしなければならぬ。この場合においては、起業者は、あらかじめ、その旨を当該各号に掲げる者に通知するとともに、公告しなければならぬ。

- 一 第二十二條の規定により当該耐火建築物の一部の賃借権を取得した者が、その取得した権利に係る部分について譲渡の要求

をしたときは、他に優先してその者に譲渡すること。

二 現に土地を使用されている者がその土地の買取及びその対価として耐火建築物の一部の譲渡又は賃貸を要求したときは、その者に譲渡し、又は賃貸すること。

三 前二号に掲げる譲渡又は賃貸の要求がなかつた場合において、左のイからニまでの一に該当する者が譲渡又は賃貸の要求をしたときは、これらの者が所有し、若しくは所有していた土地の面積又は所有し、若しくは賃借していた建築物若しくはその一部の床面積の合計を基準として、当該耐火建築物の建築工事が完了した日から五年以内に限り、他に優先してこれらの者に譲渡し、又は賃貸すること。

イ 地方公共団体に当該耐火建築物の敷地となつた土地を譲渡し、又は賃貸した者、当該土地の上にあつた建築物の所有者及び当該建築物の賃借権者並びにこれらの者の包括承継人

ロ 取用された土地の所有者であつた者及びその包括承継人

ハ 使用され、又は取用された土地にあつた建築物の所有者及びその包括承継人

ニ ハに掲げる建築物の賃借権者

2 前項第三号イからニまでに掲げる者の優先順位は、その掲げる順序による。但し前項第三号イにあつては、包括承継人は、それぞれ

その者によつて承継された者の順位により、二人以上の同順位者がある場合においては、その順位は、くじで定めるものとする。

3 第一項の場合において、譲渡価額又は賃貸料は、当該耐火建築物を建築した時における総建築費を基準として算出したもの以下のものでなければならぬ。

(補助金の繰入金額への不算入) 第二十六條、事業を営まない個人が第五條又は第十一條の規定により交付を受けた補助金を耐火建築物の建築費に充てた場合においては、当該建築費に充てた補助金の金額は、当該個人の当該補助金の交付を受けた年分の所得の計算上、所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)第九條第一項に規定する繰入金額に算入しない。

2 個人が前項の規定の適用を受けて取得した耐火建築物は、所得税法の適用については、その充てた補助金に相当する部分については、その取得価額がないものとみなす。

3 第一項の規定は、所得税法第二十一條第一項、第二十二條第一項、第二十六條第一項若しくは第二十六條の二第二項に規定する申告書又は同法第二十九條第一項若しくは第二項に規定する申告書に、第一項の規定の適用を受けようとする旨並びに交付を受けた補助金の額、その建築費に充てた補助金の額、その取得した資産の取得価額及びその取得した資産に関する事項の記載がない場合においては、税務署長において特別の事情があ

ると認める場合を除く外、適用しない。

(固定資産税の軽減) 第二十七條 第五條又は第十一條の規定による補助に係る耐火建築物に対して課する固定資産税については、地方税法(昭和二十五年法律第二十六号)第六條第二項の規定の適用があるものとする。

附則 1 この法律は、公布の日から施行する。

2 建設省設置法(昭和二十二年法律第十三号)の一部を次のように改正する。

第三條第二十二号の次に次の一号を加える。

二十二の二 耐火建築促進法(昭和二十七年法律第...号)の施行に関する事務を管理すること。

3 建築基準法の一部を次のように改正する。

第五十五條第一項但書を次のように改める。

但し、左の各号の一に該当する建築物については、この限りでない。

一 商業地域内で、且つ、防火地域内にある建築物で、主要構造部が耐火構造のもの

二 巡查派出所、公衆便所、公共用歩廊その他これらに類するもの

同條第二項中「前項」を「前二項」に、「同項」を「これらの項」に改め、同項を同條第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 住居地域内、準工業地域内又は

工業地域内で、且つ、防火地域内又は準防火地域内においては、建築物の建築面積は、前項の規定にかかわらず、敷地面積の十分の六以内とすることができる。

第六十一條の次に次の一條を加える。

(防火地域内における既存建築物に対する制限の緩和)  
第六十一條の二 既存建築物で、前條の規定に適合しないものを、政令で定める範囲内において、増築し、又は改築する場合においては、第三條の規定にかかわらず、前條の規定は、適用しない。

第六十二條第一項及び第二項中「前條」を「第六十一條」に改める。

第九十九條第二項第五号中「第六十一條から第六十四條まで」を「第六十一條、第六十二條から第六十四條まで」に改める。

同條第二項中「第四号、第五号又は第七号」を「第五号、第六号又は第八号」に改める。

昭和二十七年五月十三日印刷

昭和二十七年五月十四日発行

参議院事務局

印刷者 印刷庁